No.2

ECT認定施設について

JSGHP

JSGHP ECT CERTIFIED FACILITY

ECT研修施設から、ECT認定施設へ。

NEW 2026年10月より、名称を変更しました。

WHAT IS

ECT認定施設とは

ECT委員会が、**修正型（無けいれん性）ECTを安全かつ標準的に行う体制**を確認し、認定した施設です。

認定後も毎年の実績報告を通じて、全国のECT診療の質の向上とエビデンスづくりに参加します。

REQUIREMENTS

認定の要件

申請時点で、次の5つをすべて満たしていること

01	施設	本学会の**専門医研修施設 または 特定研修施設**である
02	実績	パルス波治療器による修正型ECTが、**年間 実患者7名 または 施行70件以上**（過去5年のいずれか1年）
03	精神科医	ECT講習会を受講した精神科医が**1名以上 常勤**（週32時間以上）
04	麻酔科医	**麻酔科標榜医 または 麻酔科専門医**が常勤（非常勤は週32時間以上）で、ECT麻酔を実施・指導
05	マニュアル	推奨事項（改訂版）に準拠した自施設の**ECT施行マニュアル**を整備している

AFTER CERTIFICATION

認定後にお願いすること

- 毎年「**ECT実績報告書**」を提出（様式32・33）
- 重篤な有害事象（IA報告3b以上）は、**速やかに報告**（様式34）
- 実績データの学会内公表・多施設研究での活用に同意（任意）

NETWORK

認定施設どうしのつながり

- 困ったケースを、**認定施設や委員会のエキスパートに相談**しやすく
- 全国の実績データで、**自施設のECTを振り返る**手がかりに
- 推奨事項やアルゴリズム改訂の**最新情報をいち早く共有**

HOW TO APPLY

申請と更新

1 **申請書**
様式31（新規・再開）

2 **ECT施行マニュアル**
「作成の手引き」を参考に

3 **研修施設の認定書の写し**
一般病院連携精神医学研修施設認定書 など

› **ECT委員会で審査**
認定は 5年ごとに更新

更新は様式36。要件の一部を満たさない場合も、**条件付き更新（5年以内に満たす見込み・1回限り）**や、**一時休止 → 復帰**の申請ができます。

HISTORY

これまでの歩み

ECTトレーニングセミナー受講者 **延べ約3000名** ／ 認定施設 **約70施設**（2026年5月時点）

1938 ECTの開発。のちに麻酔・筋弛緩薬の導入で修正型へ

2011 本学会として「非修正型ECTの根絶をめざす宣言」を発出

2018 ECTへの麻酔科医の関与が、診療報酬で評価される（実現に貢献）

2026 「ECT研修施設」から「ECT認定施設」へ

あなたの施設も、ECT認定施設へ。

様式31・施行マニュアル作成の手引きは、学会ホームページの申請ページへ。

要件のひとつ「ECT講習会」の案内も、こちらから。

申請ページ　ECT講習会

JSGHP **日本総合病院精神医学会　電気けいれん療法（ECT）委員会**　委員56名（50施設）

委員長　竹林 実（熊本大学）　**副委員長**　諏訪 太朗（京都大学）

広報部会　**越智 紳一郎（愛媛大学）**　青木 宣篤（関西医科大学）　大賀 健市（広島大学）　渡辺 杏里（京都府立医科大学）

出典：ECT認定施設 申請書（様式31）・更新等の申請書（様式36）（いずれも2026年10月1日改定）、本学会HP「専門医制度 申請」ページ、ECT委員会 委員名簿（2026年度）。背景の波形は装飾用のイメージです。